気象庁
札幌管区気象台
Sapporo Regional Headquarters
Japan Meteorological Agency

報　道　発　表

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令和３年３月１１日
札幌管区気象台

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う 大雨警報及び大雨注意報の暫定基準の廃止について

「平成 30 年北海道胆振東部地震」の影響を考慮した大雨警報及び大雨注意報の暫定基準を廃止し、令和３年３月 16 日 13 時から通常基準により運用します。

平成 30 年北海道胆振東部地震により、震度６弱を観測した札幌市、千歳市では、地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられることから、これらの市では、札幌管区気象台が発表する土砂災害を対象とする大雨警報（土砂災害）及び大雨注意報の発表基準（土壌雨量指数※1）を、通常基準の８割まで引き下げた暫定基準を設け、令和２年３月 10 日から運用してきました。

今般、地震発生後の土砂災害の発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果を踏まえ暫定基準を廃止し、令和３年３月 16 日 13 時※2 をもって、札幌市、千歳市は通常基準により運用することとしますのでお知らせします。

なお、「大雨警報（土砂災害）の危険度分布※3」についても、通常基準を反映した表示となりますので、避難対象地域の絞り込みに御活用ください。

※1　土壌雨量指数については、以下を参照してください。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html

※2　悪天等のため延期することがあります。

※3　大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細は以下を参照してください。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html#b

問合せ先：札幌管区気象台気象防災部予報課　土砂災害気象官
電話 011-611-6124（内線 448）　FAX 011-611-4433

報　道　発　表

別　紙

暫定基準を廃止する市町

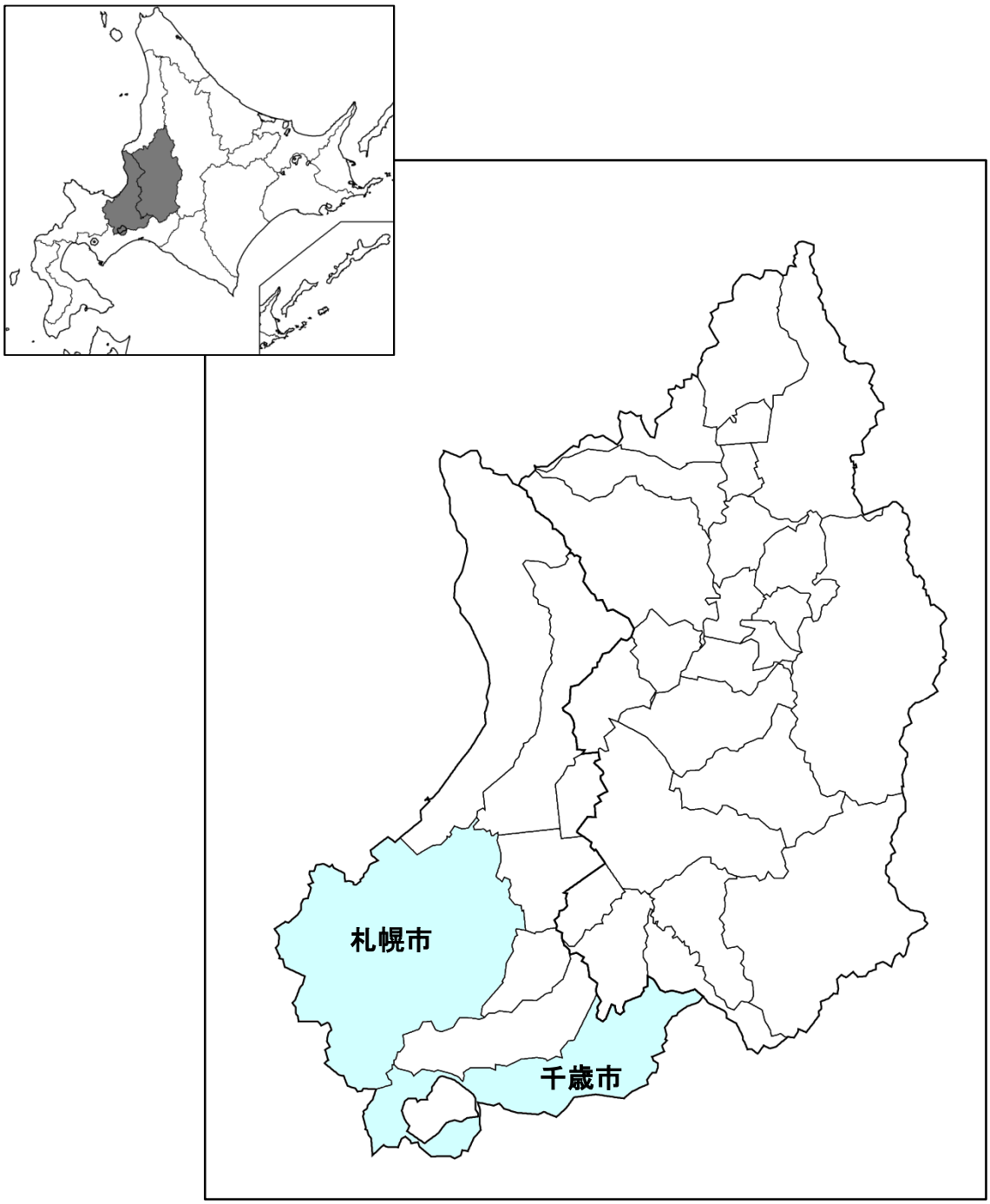

暫定基準を廃止し、通常基準に戻す市町（８割→通常）